

特別養護老人ホームはなみずき園利用料金のご案内

※料金は目安となります。 ※多床室の料金は（ ）内となります。

介護度	負担割合	① 基本 料金	② 食費	③ 居住費	④ 看護体制 加算Ⅰ	⑤ 夜勤職員 配置加算	⑥ 個別機能 訓練加算 Ⅰ	⑦ 日常生活 継続支援 加算	⑧ 介護職員 等処遇改 善加算Ⅰ	1日 合計	1ヵ月 (30日) 合計
1	1割	615円	1,550円	1,290円 (915円)	6円	22円	12円	37円	93円	3,625円 (3,250円)	108,750円 (97,500円)
	2割	1,231円			12円	45円	25円	75円	186円	4,414円 (4,039円)	132,420円 (121,170円)
	3割	1,846円			18円	68円	37円	112円	279円	5,200円 (4,825円)	156,000円 (144,750円)
2	1割	688円	1,550円	1,290円 (915円)	6円	22円	12円	37円	102円	3,707円 (3,332円)	111,210円 (99,960円)
	2割	1,377円			12円	45円	25円	75円	205円	4,517円 (4,204円)	137,370円 (126,120円)
	3割	2,065円			18円	68円	37円	112円	308円	5,448円 (5,073円)	163,440円 (152,190円)
3	1割	764円	1,550円	1,290円 (915円)	6円	22円	12円	37円	113円	3,794円 (3,419円)	113,820円 (102,570円)
	2割	1,529円			12円	45円	25円	75円	226円	4,752円 (4,377円)	142,560円 (131,310円)
	3割	2,294円			18円	68円	37円	112円	339円	5,708円 (5,333円)	171,240円 (159,990円)
4	1割	838円	1,550円	1,290円 (915円)	6円	22円	12円	37円	122円	3,877円 (3,502円)	116,310円 (105,060円)
	2割	1,676円			12円	45円	25円	75円	245円	4,918円 (4,543円)	147,540円 (136,290円)
	3割	2,514円			18円	68円	37円	112円	368円	5,957円 (5,582円)	178,710円 (167,460円)
5	1割	910円	1,550円	1,290円 (915円)	6円	22円	12円	37円	132円	3,959円 (3,584円)	118,770円 (107,520円)
	2割	1,820円			12円	45円	25円	75円	265円	5,082円 (4,707円)	152,460円 (141,210円)
	3割	2,730円			18円	68円	37円	112円	397円	6,202円 (5,827円)	186,060円 (174,810円)

※上記に加えて、負担割合に応じて1ヶ月につき以下の加算料金もいただきます。

個別機能訓練加算Ⅱとして、1割負担20円、2割負担41円、3割負担62円。

科学的介護推進体制加算Ⅱとして、1割負担52円、2割負担104円、3割負担156円。

特別養護老人ホームはなみずき園利用料金のご案内

～ 内訳について ～

①基本料金

サービスご利用時の基本料金となります。洗濯（特殊な洗濯が必要な衣類は除きます）、紙オムツ（1日指定銘柄に限ります）、入浴代を含みます。

②食費 ※介護給付適用外

1日分の食事代金として頂きます。（所得に応じた減額あり）

③居住費 ※介護給付適用外

1日分の光熱水費として頂きます。（所得に応じた減額あり）

④看護体制加算(Ⅰ)

常勤の看護師を1名以上配置することが要件となります。

⑤夜勤職員配置加算

基準を上回る夜勤職員を配置することが要件となります。

⑥個別機能訓練加算(Ⅰ)

機能訓練指導員が個別機能訓練計画書を作成し、その計画を実施することが要件となります。

⑦日常生活継続支援加算

要介護度の高い入所者の多い施設で、介護福祉士資格を持つ職員を多く配置することが要件となります。

⑧介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)

介護職員等の処遇を改善する為の加算となります。

※以下の加算は1ヶ月につき算定させていただきます。

個別機能訓練加算(Ⅱ)(20単位/月)

個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定し、個別機能訓練計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出し、個別機能訓練の実施にあたり必要な情報を活用していることが要件となります。

科学的介護推進体制加算(Ⅱ)(50単位/月)

入居者ごとの情報を、LIFEを用いて厚生労働省に提出して、必要に応じて施設サービス計画を見直しなど、サービスの提供にあたり必要な情報を活用していることが要件となります。

※今後、以下の加算を算定させていただく場合があります。

看護体制加算(Ⅱ)(13単位/日)

必要な数の看護職員を配置し、夜間において連絡・対応体制が整備されていることが要件となります。